

健康長寿日本一長崎県民運動ロゴマーク使用基準

1 目的

健康長寿日本一長崎県民運動ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の適正な使用を図るため、使用基準を策定する。

2 ロゴマーク

ロゴマークは、別紙1のとおりとする。

3 使用条件

(1) ロゴマークは、「健康長寿日本一長崎県民会議」の趣旨に賛同し、その普及推進を行うおうとする以下の機関・団体・企業に限り、使用できる。

- ① 健康長寿日本一長崎県民会議の構成団体
- ② ながさき健康長寿サポートメンバー

(2) ロゴマークは、長崎県民の健康寿命の延伸を推進することを目的に、関連する印刷物（パンレット・ポスターなど）、名刺、資材（封筒など）に使用できる。

4 ロゴマークの使用承認

(1) 県、市町及びそれらとの協議を経て資材に掲載する場合や名刺への掲載に使用する場合を除き、「健康長寿日本一長崎県民運動ロゴマーク使用承認申請書」（第1号様式）を県（国保・健康増進課長）あて提出するものとする。

(2) 県（国保・健康増進課長）は、申請内容を審査のうえ、使用承認を行う。

5 使用上の留意事項

(1) 図柄、色の改変は認めない。

(2) デザインを損ねない範囲の倍率で使用する。

(3) イラスト単独での使用はできない。イラストにかからない範囲で、健康寿命の延伸に関する文字を表示する。

(4) 使用承認を受けた機関・企業・団体は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡することはできない。

(5) 以下の場合には、ロゴマークを使用できない

- ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で利用されるおそれのある場合
- ② 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ③ 不当な利益を上げるために利用される恐れのある場合
- ④ 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- ⑤ その他、健康長寿日本一の長崎県づくりの妨げになるおそれのある場合

(6) 使用者は、国保・健康増進課長から要請があった場合は、使用実態の報告を行わなければならない。

(7) 利用による事故・苦情は、利用者の責任で必要な措置を講じること。

6 附則

この基準は、平成31年2月25日から施行する。



第1号様式

健康長寿日本一長崎県民運動ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(法人の場合は、代表者名)

健康長寿日本一長崎県民運動ロゴマークを下記のとおり使用したいので、申請します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間 年 月 日から 月 日まで

4 添付書類
ロゴマークの使用に係る企画書等